

Title	中小企業研究の回顧と展望：私の学問遍歴：最終講義
Sub Title	Retrospects and prospects of small business studies : final lecture at Keio University
Author	伊東, 岱吉
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1974
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.67, No.10 (1974. 10) ,p.817(1)- 846(30)
JaLC DOI	10.14991/001.19741001-0001
Abstract	
Notes	伊東岱吉教授退任記念特集号 論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19741001-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

最終講義

中小企業研究の回顧と展望

—私の学問遍歴—

伊 東 岱 吉

目 次

- I 慶應義塾と私
 - 1 懐しい三田の思い出
 - 2 慶應義塾の学問的伝統
 - 3 昭和初頭のマルクス経済学研究
 - 4 理論と実証—私の研究方法
- II わが国の中小企業研究と私の立場
 - 1 わが国における中小企業研究
 - 2 私の問題意識と立場
- III 私の中小企業論の概要
 - 1 現代資本主義と中小企業問題
 - 2 日本における中小企業問題の特質

I 慶應義塾と私

1 懐しい三田の思い出

最終講義の最初に、些か述懐めいたことをお話することをお許し願いたい。思えば私が慶應義塾の普通部に入学して以来、数えてみるとこの三田に通うこと53年になります。その間、私の住居は何回も変わりましたが、いずれも国電田町駅から塾に通う道順でした。田町駅から塾に通う皆さんも多いと思いますが、あの道ですね、いろいろなコースがある。どっちが早いとか、おそいとか。あの道を歩くごとに昔を思い出す。卒業して随分たった方もおみえのようですが、今日おいでになって、あの道が随分変わったなと思われたと思います。しかしあの道に、ボツン、ボツンと震災にもあわない、戦災にもあわなかった昔のままの家並みが残っている。皆さんが麻雀でもやったであろう慶應仲通りのあたりは、一寸はいったところは少しも変らない、昔のままのゴチャゴチャした街がそのまま残っています。私共は学生時代、あの辺の友人の下宿の二階で、帝国主義論の勉強会をやったり、ひそかな集りをやったりしたこともあるのです。それらがまだ残っているということが三田の懐しい思い出で、しかもその三田が、私の専門の中小企業の研究や商店街の発展ということ

からみると、東京では一番繁栄から取り残されたところになっているのです。ドーナツ現象ということを御存じでしょう。

慶應が港区にあるというところから、私は数年前から港区の中小企業振興協議会の委員をやらされてきましたが、その協議会に出てみると、三田の商店街の振興ということが問題になる。ところが、よく聞いてみると三田通りはもう二十年も前から大きく拡張されることになっていたのに、いつまでたっても拡張されない。ある店の如きは拡張を予定して道路より相当引こんだところに改築してしまったためにお客がはいりにくくなっている。拡張工事が行なわれれば、青山通りのように商店街も高層ビルとなってイメージを一新できる。それがこの始末ですから、ある三田商店街の代表は、われわれは国と都の政策のおかげで、「生殺し」同然になっていると訴えていました。このように中小企業問題は国の政策とも地方自治体の政策とも密接な関係がある。つまり、全体との関係から考えねば解決できない問題であることがわかるのです。

2 慶應義塾の学問的伝統

慶應義塾の学問的伝統というものを考えて見ると、実は私は福沢先生の本を書かれたものをむしろ晩年になって本当に読むようになりまして。そのわけは普通部からきたために、福沢先生というものを、何だか知らんけどただ偉い偉いというだけで、むしろ反感を持たされるような話ばかりを聞かされた。「福沢の大先生」などといわれると「何だ」という気持ちになったものです。ことに福沢先生の話「修身」などという授業で聞かされると、まことに面白くない。福沢先生は偉かったのだけれども話す人があまり偉くなかったためかと思いますが、「何いやるか」という気持ちになる。私がこのことをいうと、恩師の小泉信三先生も、実は自分も学生時代にそう思った、といわれました。

福沢先生の本を読むようになってわかったことは、実学とかいわれるその根本に、明治初年の庶民を啓蒙して民主主義とか自由、今日でいう「基本的人権」を確立しようという非常な熱情が感じとれる。私は弁論部長をやらされてから、わが国「演説」の創始者である福沢先生、わが国最初の演説館である三田演説館、などのことを考えて、明治初年の慶應義塾の学風と福沢先生の演説観・弁論との関係に興味をもって、福沢全集の「会議弁」とか、本書に関する「福沢全集緒言」とか、「三田演説会」に関するものとか、少し丹念に読んでみました。そして痛感したことは、先生の学問に対する態度、姿勢、それは同時に当時の慶應義塾の学風でもあるわけですが、それが生き生きと浮び上がってくることでした。

福沢先生は「いったい学問の趣旨はほんを読むばかりではなく、第一がはなし、次にはものごとをみたりきいたり、次には道理を考え、その次に書を読むと云うくらいのことですから、いま日本で人の集ったときに、自分の思うことを明らかに大勢の人に向けて述べることができぬと申しては

初めから学問のてだてを一つなくしている姿ではないか」といわれている。「福沢全集緒言」。

私なりに先生のいわれることを解釈すれば、学問をするということはただ単に本を読むことばかりではない。第1に話すことだ。話し合い、討論するということは、むずかしくいえばギリシャ以来の弁証法です。第2に物事を見たりきいたり、ということ、これは私は大変重要なことと思いますが、観察と情報ということです。第3に道理を考えるということ、つまり現実をよく観察して、さらにひろく情報をあつめ、自分の頭で考える、ということで、そして最後に本を読み、といっておられる。それが本当の学問の方法ではあるまいか、といっている。

もちろん先生がここでいわれていることには、今日とは違う明治初年の当時の日本の実情が反映されている。しかし同時に学問、とくに経済学など社会科学の研究に従事するもの忘れてはならぬ基本姿勢についての正しいあり方が示されているように思われるのです。

「会議弁」本文の総論にも書かれているように、当時わが国においては、永くつづいた封建社会の伝統から、人々が集って話をするとき「その談話に体裁なくして、兎角何事もまとまりかね、学者の議論も商売の相談も政府の評議も市在の申合せも、一として正しき談話の体裁を備へ明らかに決着をなしたることなし」という実情で、集会談話の正しいやり方を西洋から学び、これを練習して人民がこれに慣れることの必要を先生は痛感されていたのです。政府は上意下達のみで、下意上達は許されない。声なき民の声が無視されてきたことは、何も封建社会ばかりではない。その後も同じです。当時の学者は多く漢文で書かねば文章でないと思込んでおり、庶民とは縁のない雲の上の存在に学問はなっている。当時の進歩的な学者仲間さえ、先生の演説新法普及論には半信半疑で、たとえば明治初年の洋学界代表の集りともいべき明六社の会合でも、のちに文部大臣になって刺客に襲われて亡くなった進歩主義の森有礼までが、西洋流のスピーチは西洋語でなければできない。日本語は談話応待に適するだけで公衆に向けて思うところを述べる性質の言葉ではないなどと、若いくせに反対するものですから、先生は坊主の説教、講談師、落語家の話しでもよい、すべてこれらは一人が大勢を相手にして自分の思うところを述べる法ではないか、日本にも古来今に至るまで立派にスピーチの慣行があると反駁して、その後丁度、台湾征討(明治7年)問題が起ったので、先生は一計を按じて、明六社の集りで何気ない風で、今日は皆に少し話したいことがあるからきいてくれぬかと切り出し、一同をテーブルの両側に並んでもらい、先生はその一端に立って、台湾征討問題について皆を退屈させぬよう30分か1時間しゃべってから、さて諸君今の僕の演説はわかったかときくと一同よくわかったという。そこで、ソリヤ見たことか今のが演説だ、日本語で演説ができぬなどという非難は無用だ、といってその日は演説の主張者の勝となった、といういかにもいたずら好きの先生らしい面白いエピソードが「緒言」にあります。

先生は民主的ルールにもとづく話し合いの必要、庶民がその思うところを自由に正確に発表できるようになること、学者も庶民にわかり易い口語で見解を発表し、学問が庶民にひろまること、は

なし言葉そのまま書けば誰でも読め、翻訳の苦勞もなくなることを、学者相互間の交流のためにも演説新法が必要であることを力説しておられる。こうして先生は三田演説館を作られ、三田演説会を熱心にやられた。そのやり方はいろいろあるが、わかり易くいえば、今日の学生弁論部で盛んに行なわれているアメリカ式の討論方法（たとえば朝日新聞社の朝日式もその一つです）に学んだもので、戦後はじめてわが国でインター・カレッジの弁論戦などで普及した方法を、早くも明治の始めに義塾の中で創始していたということはまことに愉快というほかはありません。

さらに物事を自分の目で見、そして自分の頭で考えろ、その上で本を読み、という実証にもとづく創造的な学問の方法というものは、私はさらに重要なことと思っています。

ところでその後の慶應義塾の学風はどうであったか。私の学生時代、昭和初頭の慶應義塾ですが、私は講義を聞いていて物足りなくて仕様がなかった。これはと思う講義は実に僅かしかない。多くの講義が外国の本の受売りばかりであって、日本のことがほとんど出て来ない。日本のことにふれても実情はご存じないような話である。そしてかれいわく、たれそれいわくといってみんな外国の学者の名前ばかりである。ところで外国の思想というものは外国のその時代、時代の実情から生れたものである。

しかも私の予科時代には法律でも哲学でも何でも洋書を使うことが慶應の伝統だといって、これをおしつける。優れた若い先生方は学生に向けて憤懣をもらされる。理財学会委員であった私は、当時の川合貞一予科主任に談判して日本のテキストを使うことを認めてもらったことがあります。もちろん輸入学問時代の明治期にはこれも致し方なかったと思うのですが、日本の実態に即した学問の発展しつつあった当時において、このようであったのは、慶應義塾創始当時の潑刺とした精神の亜流化にはかならないと思われたからです。

ただし、経済学についていえば、同じ傾向もみられたとはいえ、慶應義塾の経済学は日本の経済学確立の一つの主流ともなる位置にあったのです。幕末、福沢先生が上野の彰義隊戦争の砲声を耳にし、煙焔を望みながらも、この慶應義塾は世の中のいかなる騒乱、変乱があっても日本の学問の命脈を絶やさぬとあって、かのウェーランドの経済書を講義したという話は有名ですが、これでもわかるように福沢はわが国に経済学を輸入し、これをひろめた第一人者であり、慶應義塾はわが国経済学発祥の学府でもあった。経済学部の前身、理財科は明治23年(1890年)創設されましたが、これは経済学を専攻する単独の学部としては日本で最初のものです。

明治期を通じて、あるいは見方によっては戦前までのわが国の経済学は、輸入経済学でしたし、明治初年のそれは翻訳経済学と呼ぶにふさわしいものでした。しかもF. ウェーランドをはじめ、明治初年輸入されたA. L. ベリー、W. エリス等のものも自由主義経済学の教科書、普及通俗書にすぎず、アダム・スミス、マルサス、リカードといった経済学創設の一流学者のものではありませんでした。福沢先生は早くも明治6年頃、欧米輸入の経済的自由主義は当時の日本にとってその

まま当てはまるものでないことを看取して、洋書翻訳の時代を脱却して「後進国たる日本の国情に立脚した独自の国民主義的経済学説を提唱せんことを期するようになった」ということです(高橋誠一郎「慶應義塾と経済学」池田弥三郎編「回想・慶應義塾大学100年」)。

義塾経済学の発展は、ハーバード大学より招かれたG. ドロップスおよびE. H. ヴィッカーズ等のアメリカ人若手教授の指導下における理財科の創設期を経て、明治32年海外留学に派遣された若手諸教授(とくに堀江焯一、気賀勘重の両先生)の帰国によって漸く基礎をきずかれ、大正・昭和初頭の清泉・高橋時代といわれる清泉信三、高橋誠一郎両先生によって確立されたということができましよう。この場合、堀江、気賀両先生とともに忘れることのできない人は、母校東京高等商業(今日の一橋大学)を校長とけんかして飛び出し明治38年から大正7年まで、13年間義塾で教えていた福田徳三先生です。福田先生は神田生れの江戸っ子で、けんかばやい面白い人でしたが、明治31年ドイツに留学し、ミュンヘン大学で講壇社会主義(後期歴史学派)のルーヨ・ブレンターノ教授に学び、ドイツ語で書いた「日本社会経済史」の学位論文によって法学博士号を得たという人ですが、先生自身の博い啓蒙的学問業績のみならず、とくに西歐学界における最新の問題意識の紹介と、後進に刺戟を与える独特の才能とによって優秀な学者を多く育てた功績をのこしています。私の恩師の清泉先生は福田先生の愛弟子であったし、高橋先生もその影響を受けたといわれています。

明治末年から第一次大戦にかけて輸入経済学といっても、漸くこれの本格的な理解、消化の段階を迎えるのですが、ここに注目すべきことは、第1に明治中期に導入されたドイツの後期歴史学派、社会政策学派(ドイツを中心とする社会政策学会の成立は1872年、これにならった日本社会政策学会の成立は1900年)の影響から離れて理論経済学の展開がみられること、第2に社会主義思想の導入が盛んとなり、これらのうちでやがてカール・マルクスに焦点がしぼられてくることです。そしてこれにつづく第一次大戦後から昭和にかけて、日本資本主義の成熟と独占資本主義の展開期を迎え、時局的には戦時のブーム、インフレーションから、戦後の慢性的不況、昭和2年の金融恐慌からつづいて世界恐慌にまき込まれ、慢性的失業と農村疲弊、小作争議、労働争議が瀕発し、日本の資本主義の矛盾が累積して現れてくることになったのです。先進資本主義国で生れた経済学を漸く消化したと思ったとたん、現実的には後発日本の特殊構造から生れる矛盾と先進資本主義国共通の矛盾を同時に解決しなければならぬという課題を日本の経済学は負わされていたわけであって、このような任務は頗るむずかしいものといわねばなりません。しかし、先進国の理論を学ぶことが不要だということではない。むしろこの理論を深く正しく理解し、その有効性と限界とをしっかりとつかみ、こうすることによって公式主義、機械的適用におちいることをさけるとともに、他方では今までなおざりにされてきた日本の経済の現実の実証的把握を行い、理論と現実との中間項を明確にしながらい、理論の吟味とそれの創造的展開を行うことが必要であった、というべきでしょう。

3 昭和初頭のマルクス経済学研究

私が義塾で経済学を学びはじめた昭和初頭の学生時代というものは、まさしく、今述べたシュトルム・ウント・ドラングの時代でありました。今にして思えば私の学生時代の金融恐慌から世界恐慌こそが、満州事変・日中戦争・太平洋戦争への歴史的導火線であったのです。いろいろ時代の現実をみて、日本はどうなっていくのか、世界はどうなるのか、われわれは、どうしたらよいのか、そういった切実な問題意識に対して答えてくれる講義はほとんどない。私たちは学生仲間同士で友人の下宿に集って勉強会をやったりしたのですが、学生をひきつける数少ない講義の中で、小泉信三先生の講義がありました。先生は経済原論、社会思想史などの講義をしておられましたが、何れにおいても主たるテーマが、マルクスの経済学、唯物史観、共産主義思想をめぐる問題で、先生はすでに大正中期から河上肇、榊田民蔵、山川均というようなマルクス陣営の人々と、マルクスの労働価値説論争を展開され、マルクス批判の第一人者となっておられたのです。

そもそも私は東京深川の製材工場の生れで、幼少の頃からそこで職工の子供たちと交りながら育ちましたから、子供心にも工場の周囲の「長屋」に住む工員家族の生活の貧しさ、病気にかかればすぐ工場主の父に前借を願い出なければならぬ悲惨さ、などの矛盾をおぼろげながら感じていました。「学校ができなければ丁稚にやるぞ」と口ぐせのようにいう当時の中小企業者の父の教育方針のためか、従順な長兄は家業を継ぐべく育てられ、三男の私は、丁稚にやられてはたまらないと勉強したせいか、いつの間にか学問を業とするようになってしまいました。普通部生時代から、私は妙に自分で考えることが好きで、トルストイ、ツルゲーネフをはじめ、文学書をやたらに読んだ影響もあり、質素儉約を信条とする父の与える小遣いの少いこと、これには深川の工場の工員子弟の友人たちが当時はほとんど奉公に出されていたことを思っって不平もいりませんでした。普通部の級友の富豪の子弟のぜいたくさとのギャップを身につまされて味わされ、社会の虚偽とか矛盾とかいう問題を中学3年生の頃から考えるようになりました。これには丁度私の普通部3年の秋におこった関東大震災のときの大杉栄事件や朝鮮人虐殺事件の影響がとくに大きかったと思います。

私の父は——今でも私は個人としての父の人柄を尊敬していますが——いつも軍隊生活の自慢話を子供にしてはたのしみ、忠君愛国の権化のような思想の持主で、漢学の素養もあって身を持するに厳格でもありましたが、常日頃は私たちに「正義」を説き、「正直」とか「誠実」とかいう道義をたえずとしながら、話がたびたび商売のこととなるとまるで大違いで「うそも方便」となり、世間のこととなると「長いものにはまかれろ」になる。どうも一貫性がない。これが子供心に不思議でたまらず、「大人の世界のうそ」はどうして生ずるのか、これをなくすことはできないものか、などということがいつも心の底にわだかまる疑問だったのです。日頃考えあぐんだ問題を少し整理して普通部4年のとき弁論大会で「社会の虚偽とは何か」という題で話したら、意外にも賞をもらったことがあります。

大学に進んでから、「社会の虚偽」という問題は「貧富の差」さらに「貧乏人はどうしたら救えるか」という問題に発展しましたが、この問題の解決の道を文学に求めても無理だ、と思うようになってきたときに小泉先生の講義に接したわけです。

当時、予科は未だ日吉に移らず、本科と一緒に三田でしたから、出席をとらぬことを幸いに予科生の私は小泉先生の講義を「盗聴」することができました。そして社会科学、とくに経済学こそ私の年来の疑問を科学的に明らかにしてくれるものだと思信するようになりました。当時、マルクスの「資本論」には高島素之氏の訳があり、小泉先生の講義を聞きながら、この難解な本を読んで行くと最初のうちは私が素朴に疑問を感じた点を先生は明快に指摘してくれる。しかし河上肇氏の「社会問題研究」を古本屋で集めて読んでみると確信は動揺する。何よりもマルクスの思想の雄大さと奥底の知れぬことに気づいて、とに角「資本論」を部分的でなく全巻通じて読んで上でないとうっかり判定は下せない、と思うようになり、自分の目で、自分の頭で、一つマルクスの資本論を読みこなしやろうと、友人船江豊三郎君と語らってリュックサックに本を一杯つめて、十和田湖の近くの温泉に一夏たてこもって猛烈に勉強しました。ところが「資本論」を読み進むうちに、考えるほどに、自分の疑問が頗る皮相な、常識論であることに気がつき、これは一夏などで料理しようような安易な代物ではない、もっと謙虚な心になって先ずマルクスがその歴大な体系として述べているところを本当に理解した上で考え直さねばならない、と思うようになって帰ったものです。その後私の心は遙かにマルクスに傾き、しかしその労働価値説のもつ基本的意味については未だ得心が十分でなかったもので、納得の行くまで考えて見たいと思っって小泉先生のゼミナールに入りました。その卒業論文が「マルクス労働価値説研究」であり、これをもとにして卒業後「三田学会雑誌」に書いたのが、「労働価値説の基本的考察」と「労働価値説の諸問題」という2編の処女論文です。

私は卒業して直ぐ義塾高等部の助手となり、しかも未だ22歳の若さで講義をもたされました。最初はエッセイというやつで、やがてこれが今日の英語経済、あるいは原書講読式のものとなりました。私は生意気にもアメリカのウィンズローという人の“Imperialism”というアメリカのラテン・アメリカ支配をレーニンの理論から実証分析したものを使ったりしたものです。高等部というところは、旧制の専門学校でしたが、私が教え出したときには、イギリスのケンブリッジやオクスフォードのコレッジ・システムに範をとって学生数を1クラス35名以内に制限し、教員と学生との接触を深め、「自由研究」を重視する、といった思い切った改革を行って発足したばかりの新制高等部でした。この制度はマス・プロの弊害に悩む今日から見ても、まことに立派なもので、その雰囲気は温く、勉強もできる理想的なものであったと思います。ただし義塾は人手不足で、私は小泉先生が塾長になり、当時天現寺にあった大学の寄宿舎の舎監を兼務されていた榎智雄先生(戦後の防衛大学校長)が理事になられると舎監をやられる。講義の方は経済原論からさらに経済政策・工業政策を受持たされ、やがて日本経済論もやれといわれる。戦争が進むと満州も含んだ東亜経済

論のようなものもやらんかといわれる。これらの講義の準備だけでも大変なところに舎監兼任ときいている。講義をもたないで悠々と研究に専心している他の学部の手諸君が羨ましい。あるとき、一寸こんな不平を小泉先生にもらしたところ、先生は古来、優秀な学者は忙しい中で生れたものだ、忙しくて勉強できないものは駄目だ、といわれる。今日からみてもこれは無理であって、福沢先生の学者飼い殺し論ではありませんが、教員には時間的、経済的余裕を与えることが大切で、しかも勉強しないような人は駄目なんだと思います。しかし象牙の塔にこもり、書齋にばかり閉じこもって社会の現実にあふれようとしない勉強も、社会科学においては駄目なのだと思います。

そうこうしている中に戦争ははげしくなり、ヨーロッパへの留学はできなくなったので、私は慶應義塾派遣として当時の満州・北中支の産業調査のために昭和14年夏、中国へ出かけることになったのです。そしてこの中国の産業視察が私のその後の実態調査のスタートでもありました。

4 理論と実証—私の研究方法

理論と実証ということについて、ここで少しふれたい。マルクスの「資本論」は今日からみても、19世紀の60年代に、よくもこれだけの資本主義の社会経済法則を適確に分析することができたのだと感服することには変わりはないのですが、その後100年以上の歳月が流れており、資本主義も独占資本主義の段階にはいり、さらに戦前の世界恐慌から第二次大戦を経過して、今日の現代資本主義、あるいは国家独占資本主義といわれる高度なものとなっています。マルクスの資本主義の崩壊について予測したところは、その後の時間的経過においてははずれているし、公式的マルクソストの希望的観測とは著しく違った新しい現実的発展も第二次大戦後には展開されています。それに、これは私たちの予期しなかったことですが、中・ソの対立という思わざる事態も起っている。マルクスが資本主義の基本法則について残したものは、今日から見ても誤まっているとは思いませんが、その後の歴史的発展と今日を分析するためには、新しい現実の分析にもとづく理論の発展が必要であり、同時に抽象的、一般的理論から、より具体的な現実に基づく次元の理論を新しく考える必要があると思います。ところがマルクソストといわれる人々の中には、とかく教条主義・公式主義におちいり、新しい現実の勉強を怠りがちの傾向もみられ、かえって大企業の行動分析や、最新資本主義の現象分析では近代経済学畑の、とくに計量的分析を行う人々のほうが率直に事態をつかんでいる場合が少なくない。基本的立場の相違はあるにしても、かかる現実に関する素材供給の面においては、どしどしかかる成果をとり入れて理論を深化・発展せしめねばならないと思っています。

私は高等部でいろいろなことを講義させられている間に、自分としても抽象理論の段階から実証的な研究に進んで、実証を通じて理論を再検討しなければならぬ、それには対象としては工業、とくに日本の工業構造の分析が、適当であると思うようになったのです。

昭和7年から8年にかけては、かの有名な「日本資本主義発達史講座」が岩波書店から出されて

おり、どれほど研究を刺戟されたかしれません。戦争が進んで思想弾圧がひどくなり、良心的な歴史学者たちが、イギリスをはじめ西欧の近世経済史を、日本資本主義の特質を明確にする意図を秘めて、比較経済史研究として展開しはじめていました。大塚久雄氏が代表的であったので、戦後「大塚史学」などと呼ばれるようになりましたが、これらの成果にも多くの示唆を受けました。私も日本資本主義の構造分析を工業という具体的場面を通じて、発達史と現状分析、さらには各国の工業発展との比較研究を志すようになりました。「日本軍需工業論」、「世界重工業論」（何れも春秋社「世界経済問題講座」）をはじめ、「日本戦時経済論」（改造社、経済学全集、共同労作）、「わが国における軍需工業の成立過程」（慶應義塾経済史学会「明治初期経済史研究」上巻所収、慶應義塾各国経済研究会の共同研究——英、米、独、大英ブロック等の各巻（改造社）で、私が担当した各国の工業経済研究など、戦前の私の懐しい労作はこのような問題意識の下に書かれたものであります。しかしこれらは文献や資料によって書いたもので、実態調査にもとづいたものではありません。

ですから昭和14年、中国各地の工鉱業を視察して歩きまわったことは私にとっていろいろな意味で忘れ難い深い印象でした。マルクスやレーニン、あるいはドイツの歴史学派のもので学んだ工業における歴史的発達各段階を示す生産諸形態が、まるで歴史博物館のように中国各地にありました。もちろん日本占領下の異常事態の下ではありましたが、日本の経営する近代的製鉄所、炭坑、紡績工場もあれば、山西の奥地の農民の採掘する「狸掘り」と俗にいう土法炭坑、焼鍋と呼ばれる高粱酒製造所もあります。とくに印象的だったのは蒙古の奥地の包頭という町でみた絨タンや毛皮、フェルト靴などを作るマニュファクチュアや手工業、家内工業、道ばたで毛糸を紡ぐ情景など、未だに生き生きと思い出されます。出かける前に満鉄調査月報の諸論文で名前は知っていたのですが、この包頭で熱心に案内して下さった安斎庫治さんの地味な研究には頭が下る思いでした。

昭和15年には阪神・中京方面の重工業を実地見学する機会に恵まれ、さらに昭和18年には慶應義塾大学に重細重研究所が設置され、私は小池基之教授とともに産業調査室を担当しました。それ以来、毎年何回にもわたって、岐阜県各務村や愛知県知多半島（ここでの調査が最も長かった）、あるいは福島県など、相当期間各地に出張して地方産業の実態を調べる機会にめぐまれました。これは、小池基之教授が農業をうけもち、私が航空機をはじめ軍需工業進出によって変貌しつつある地方工業をうけもつという分担であり、農林省の委託調査で、そのテーマは「農工調整問題」ということでしたが、われわれの基本的関心は日本資本主義の産業構造研究にあったのです。これを通じて私は、中小工業問題にはじめてとり組むことになりましたが、同時に小池教授を通じて農村事情も知り、農業と工業との構造的関連を学び得たことは、その後の研究にとってはかり知れぬ収穫でありました。

かかる実態調査は空襲のさなかの終戦当時までつづけられ、終戦直後も農地改革問題で知多半島を再び調べ、さらに昭和22年には私のゼミナールの諸君とともに茨城県の下妻地区の疎開中小工業

を調べるなど、敗戦で中絶することなくその後もつけられました。

実態調査—文献・資料研究—歴史的研究—理論の再検討という研究のやり方、つまり、理論に導かれながら現実を分析し、現実を素直にあるがままに分析することを通じて理論を反省する、という方法がそれからの私の研究方法となったのです。戦時中の知多半島では半田市に中島飛行機が進出し周辺の織布工場の比較的大きいものはどしどし飛行機の翼の一部の板金作業やその他の部品生産の下請工場に転換せしめられている最中でした。農村からは軍隊にとられた残りの若者、さらには娘さんまで軍需工場に動員され、農業は老人に委される。しかも肥料工業も鉄鋼も軍需に転換集中され、鎌さえ新しいものは得られなくなっている。軍部が日本は瑞穂の国で、食糧は大丈夫だと楽観していた農業すら、労働力を奪われ、生産資材は供給されず、その生産力は目に見えて低下している。しかも農村から徴用された娘さん達は軍需工場の労務管理のずさんさから、仕事も決らず工場の草取りをやらされている。これらの娘さんの作文を読むと、今は秋の取入れどきで家では父母がどんなに困っているかしのれない。農繁期帰村を許してもらえまいか、という切実な叫びがあるのにこれは許されない。こんなことでは経済循環的に日本は行き詰ってしまうぞ、ということをし理論的に整理して私は思い切って「農村工業」という雑誌に書いたことがある。日頃余り私たちのこのような調査研究に関心を示されなかった小泉先生が、これを読んでくれて、君は実証を通じて理論的なものに到達したね、とほめて下さったことがあります。

II わが国の中小企業研究と私の立場

1 わが国における中小企業研究

戦後、私は経済学部で、日本経済論、さらには工業経済論をもたされることになりました。それまでの勉強を通じて私の痛感していたことは、日本資本主義の特徴点、構造的矛盾点は農業問題と中小企業問題に集約されるということでした。経済学がその研究の第一の目標とすべき、貧しさからの国民大多数の解放ということからすれば、日本の農業問題と並んで、中小企業・零細企業の問題を抜きにすることはできないからです。しかも非農林水産業従業員の77%までが中小企業従業員です。大企業従業員は2割余りにすぎない。しかも大企業のことには既によく研究されている。中小企業とくに零細企業の実態に至ってはほとんどわかっていない。そこには国民の大部分が働いており、しかもその従業員は華やかな大企業のかげにおかれて、大企業とは対照的な格差低賃金や悪い労働条件、低所得、いろいろな形の「上からのしわよせ」に苦しんでいるとすれば、この下積み層の問題解決のために研究することは経済学者の重要な、むしろ必須の義務である、と思うようになったわけです。

昭和23年、戦前からの永い伝統をもつ日本学術振興会の中小企業委員会（昭和13年、上田貞次郎氏

を初代委員長として発足、戦後は山中篤太郎氏が委員長）に参加できたことは、私の中小企業研究にとってまことにありがたいことでした。ここでは各方面のベテランの委員と共同研究をすることができるのみならず、その事業の一つとして各地、各業種の産業を歴訪して実態を調べ、またその産業人と接触をもつことができたからです。

ところでわが国の中小企業問題の展開史、それと関連する研究史の発展については、慶應義塾創立百年を記念して発表された経済学部の「日本における経済学の百年」の下巻（昭和34年10月）に書いた私たち仲間（伊東岱吉、尾城太郎丸、北原勇、佐藤芳雄）の共同労作「日本中小企業問題研究史」で詳しくはみてもらいたいのですが、先進資本主義諸国が自由競争的資本主義から独占資本主義への転回期に明治の資本主義形成期を迎えた後発日本としては、つねに先進国に追いつこうとして上からの近代化、資本主義化をはかり、下からの成長がようやくマニュファクチュア段階にあるとき、上から育成された特権資本は産業資本化され、下からの成長がようやく産業革命を迎えるときには、上からの特権資本は「財閥」と呼ばれる日本型のコンツェルン形態をとるなど、著しいゆがみと、いわゆる「二重構造」的な発展の仕方をしてきたのです。明治初年の在来産業問題、明治中期以降の小工業問題、さらに明治末年から第一次大戦期にかけて成立し、第一次大戦後から昭和恐慌期にかけて本格化した「中小企業問題」も、このような後発日本資本主義の特質を強くもたされてきたのです。それだけ先進国に比べて「中小企業問題」の意識されることも早く、問題も深刻だったわけです。したがってその研究も、昭和恐慌期頃から盛んになり、それが理論体系をもつようになるのは前大戦の戦時経済下でありました。昭和12年には有沢広巳氏の「日本工業統制論」が出され、昭和13年には前にふれた日本学術振興会の中小企業委員会が成立し、中小工業研究のみるべき理論というべきものが、この委員諸氏によって展開されました。そのめぼしいものをあげると、一つにはマルクス経済学の立場に立ち「日本資本主義発達史講座」と同じ系統の問題意識にもとづく、藤田敬三、小宮山琢二両氏の、とくに下請制工業に中心をおいた研究があり、つぎに山中篤太郎氏の独特の国民経済構造論の立場からの中小工業論があり、さらに今日の近代経済学の流れに教えてよと思われる山田文雄氏の「中小工業経済論」があります。

ところで、当時は中小企業というひろい言葉は使われず、中小工業が対象とされ、せいぜい中小商工業という言葉に止まりました。私は問題の性質からみて中小工業、つまり生産構造の面から、あるいは産業資本の蓄積運動の面から見て行くことが、基本的であり、理論的にも正しいと今でも思っています。しかし今日のように中小工業のみならず、中小商業から、さらに第三次産業に属するサービス業はじめ、あらゆる産業分野にその視野がひろがり、土地問題という特殊性はあるにしても果樹や畜産などに中小資本経営が現れつつあること、私もしばらく調査してみました。漁業にも同じことがいえること、などからみて、中小企業というひろい概念が戦後になって成立したことは、それだけの十分な理由があり、当然のこととも思っています。しかしそれぞれの部門にはそ

れぞれの特質があり、再生産上の機能もあるわけですから、これらの特質を十分ふまえた上で、全体に共通する中小企業論が必要であると思うのです。

2 私の問題意識と立場

さて、私が中小企業の研究にとりくんでみて、それまでの諸研究についてのおきたらぬ点、不満な点はずぎのようなものでした。私が昭和27~8年頃に書いたものの中で述べていることですが、

第1に、資本主義の全体の仕組のなかで中小企業をとらえ位置づけるということ、私は「総構造的把握」などといいましたが、いわば「木をみて森をみず」のたとえが、まさに当る局部だけ切りはなして見て全体を見ていないものが多かったこと。

第2に私は中小企業問題は、資本主義の独占段階の産物で、とくに現代資本主義、あるいは国家独占資本主義といわれる段階に本格的になる問題だ、という考えに到達していましたから、19世紀の「小工業問題」(産業革命を経た産業資本とそれ以前の手工業、家内工業などの問題)とは違い、産業資本である中小資本家も包含し、さらに底辺の自家労働経営も含むものとして中小企業の範囲を考え、独占資本、寡占体制との関係でその問題性を考えますから、中小企業の定義が歴史とともにその上限をひろげて行くことも当然と考えています。但し、終戦後一時議論があったように、非独占=中小企業と考えることは余りに機械的であって、非独占の大企業の存在も認める。現実には流動的、ダイナミックで、範疇(カテゴリー)の枠をはみだす過渡期のものもある。たとえば資本家と資本以前(俗に生業など呼んでいます)のものの中には過渡期の「小資本家」もあるし、個人あるいは同族会社の中小資本と株式を本格的に公開したレベルの大企業との間には、半公開のレベルの過渡期のもの(私は「中堅企業」をこのように理解している)もある。さらに本格的株式会社、あるいはそれと同等のレベルに達したものを大企業としても、これら大企業がすべて独占資本であるとは限らない。かかる大企業の中から独占が生れ、独占資本が成立してくる。しかも社会的遊休資本動員のメカニズムと結びつき、商品市場での価格支配力をもち、独占価格、独占利潤を実現できるものが独占資本であって、かれらはグループ(企業集団)を構成しがちである。そして大企業はこの一構成員となれるが、これから独立した大企業もありうる。このように現実のダイナミックな運動の発展過程の中で中小企業問題はつかまれねばならないと思っています。したがって、中小企業問題はすぐれて歴史的な問題であるのに、この問題の歴史性への認識が、頗るあいまいな議論が多い。これは実は第1にあげた欠陥とも関連しています。

第3に中小企業の問題性をつかむ立場が、せいぜい中小企業経営者の利害からのみ見ているものが多く、したがってまた中小企業主の限定された狭い視点に立っているため、全体の構造的見方、歴史発展の見方が失われ、論者自身がいつの間にか小ブル的な、歴史の歯車をむかしに戻したいという「はかなきあこがれ」におちいつていること。さらに、「国民経済的立場」といってひろい視点

を強調しているものも、よくこれをつきつめて考えてみると、結局、中小企業を利用している大企業の立場、国民経済的立場という表現でカモフラージュされた国民経済を支配する独占資本の立場に立っているということで、中小企業に働く歴大な国民——日本の農民を除いた残りの8割前後の民間企業従業員が中小企業で働いている——、中小企業従業者の立場に立ったものはほとんど見当たらない、ということです。中小資本とその雇用者の間には、資本と賃労働との関係の矛盾があるわけですが、両者の立場の違いはあるにしても全体としてみれば、独占資本に支配・従属せしめられているのであって、全体からみて何が基本的矛盾で何が従属的矛盾なのかという判別も行われていない。

私は、中小企業に働く歴大な勤労者の立場に立って、中小企業主の上からのしわよせをただ下へ転嫁するのみの悪循環的な狭い視野をひろげ、その姿勢を前向きにさせることが、窮極的な解決の方向である、と思ったわけです。もちろん、労働者の下からの突き上げだけで万事解決するなんて単純に考えていたわけではありません。中小企業の経営自体が近代化され、前向きの形で経営の体質が強化されれば、大企業との関係も変り、しわよせもしにくくなることは心得ていました。要は上からのしわよせを下へ転嫁すると、大・中・小・零細の階層毎にそれがまた下へ下へと転嫁されて、結局は最も弱い未組織の働く人々に転嫁される、というメカニズムをかえて行くために、底辺の被害者の自覚と組織を作り、さらに国の政策にも働きかけて最低賃金制や社会保障制度等によって、いわば「底なし井戸」のような日本の産業のピラミッド構造に、しわよせをできなくする岩盤のようなものを作らねばならない、と考えるに至りました。

こう考えていたところに近江絹糸の人権ストがあり、中堅紡績会社の人権無視の非民主的なひどい労使関係のあり方が暴露され、中小企業における労働者の組織が盛んとなり、大労組中心の総評も中小企業労組作りを力を入れ出して劃期的なオルグ派遣等の協力をはじめたので、私も及ばずながらこれに協力して講師として全国を巡回講演して歩く、ということになりました。総評の「中小企業労働運動必携——組織と闘い方の実践の手引——」(昭和31年)の冒頭の総論は私の書いたもので、これを機会に本書の共同執筆者で、私と同じような考え方の小林義雄、相原茂、松尾均、清水慎三などの学者諸氏とも親しくなり、とくに戦後長い間、中小企業の労働組合作りとその指導に苦闘して来られた倉持米一さんを知ったことは、中小企業労働問題の実際を学ぶ上で大変ありがたいことでした。倉持さんは当時全国一般合同労組連絡協議会幹事をやっていたのですが、その後、総評系の全国中小企業労組の結集体である「総評全国一般労働組合」も結成されることとなりました。従来の企業別労働組合に対して、労働者が企業の枠をこえて個人的に加入するという合同労組方式を中小企業に対して本格的に打ち出したのもこの運動の過程でのことでした。

第4に、日本資本主義発達史講座の流れを汲む中小企業論も含めて、一般的に中小企業問題は日本特有の問題であって、欧米先進諸国には、19世紀以来の手工業、家内工業、あるいはマルクスのい

う「近代マニユ・近代家内労働」の問題、すなわち「小工業」問題があるだけで、中小工業という概念にはかかる小工業のみならず、中小資本家、つまり19世紀には問題とならなかった一人前の産業資本も含まれている、このような中小工業問題は日本独特のものだ、という考え方が一般的でした。それには理由があるのであって、アメリカのスモール・ビジネス、あるいはドイツを中心とする *Handwerk* (手工業) または *klein Gewerbe* (小営業)、あるいは旧中産階級問題という言葉が使われ、「中小」という言葉は一般的となっていない。アメリカにおいても、スモール・ビジネス の上限は製造業においては戦前まではせいぜい従業員100人未満(戦前の日本も同じ)ときに官庁統計によっては50人まででありましたし、ヨーロッパに至っては、もっと小さい零細経営のみを問題としていました。皆さんも御存じのようにレーニンの帝国主義論における統計をみても、工業については50人を境にして大・小を分けていますし、その後私が留学して調べたとき(昭和32~33年当時)にも未だに同様の区分を行っているベルギーはじめ他の国が少なかったのです。19世紀末あるいは20世紀の初頭に50人以上を大企業として分類していたことは、当時の企業の規模別格差が今日からみれば、未だどんなに軽微な程度のものであったかを物語っています。当時の資本の有機構成あるいは資本集約度のレベルを今日の高度化したレベルからみれば、比較にならぬほどの違いがあるわけであります。まして実質的な資本規模からみれば、当時と今日とでは企業の規模別ピラミッド階層の格差は雲泥の違いであって、大・小などという単純な区分では不適当なことは明らかです。

欧米を通じて中小企業という言葉は戦後始めて公式に使うようになったのはフランスです。戦後も最近になって中小企業という言葉がヨーロッパでも使われるようになり、アメリカにおいては戦時中の国防省の軍需発注の規定、さらに戦後私が留学で行った少し前に公表された中小企業庁の定義で、呼び名は相変わらずスモール・ビジネスですが、業種別にその上限をどんどんひろげて、たとえば製造業においては、原則は250人未満ですが、巨大企業の支配する業種においては500人から、ときには1,000人までもスモール・ビジネスの定義に入れるようになったのです。このために定義をひろげればひろげるほど、その上層に財政や金融の援助が集中してしまい、一番問題の深刻な底辺の零細経営、自家労働経営の存在が忘れられる、と訴えて、スモール・ビジネスに対してリトル・ビジネスという概念をもって零細経営を呼ぶ、という J. D. Phillips の著書 (*Little Business in the American Economy*, 1958) まで出されるという事態になりました。

戦後ようやく日本にはいつてきた欧米の文献、資料をみているうちに、私は各国の伝統的な呼び方は必ずしもその実態を表現していない、たとえばドイツのカール・レスレ教授(ミュンヘン大学教授で同時にミュンヘンの国立手工業研究所長でした)のものをみていると、「手工業」と呼ばれるものの中に動力・機械を使い、しかも従業員が200人前後に達するものもある、もちろんその平均は零細なのですが、相当大きいものまではいっていること、さらに後になって留学した際できるだけ歩き

まわって、「手工業」の実態を調べてわかったことですが、その内容も時代とともに変化してきており、手工業という言葉だけで想像するものとは違ってきているのです。

留学以前の知識でも私は、中小企業問題は日本だけの問題ではなくて現代資本主義共通の問題であり、そのための基礎理論——これは結局、独占資本主義、さらには国家独占資本主義の構造分析となるわけですが——を明確にしなければならない、その上で、日本でとくに問題が深刻なわけは何故か、という日本の特質の問題を改めて考え直さねばならぬ、このためにも国際比較研究が重要であると思うようになったわけです。

以上のような問題意識をもって昭和32年から33年にかけて私は義塾派遣留学を機会に欧米諸国の産業構造と中小企業問題を調べて歩いたのでしたが、私が前から考えていたことが誤りではなかったという確信をもつことができました。ドイツでは手工業組織法 (*Handwerksordnung*) がありますので、手工業概念をめぐる法律的な、あるいはドイツ人特有の形式的な概念規定論争の歴大な文献に悩まされましたが、これには余り興味はなく、むしろ「手工業」と呼ばれるものの実質的内容と現代資本主義に適応しつつ果している機能などの現実に興味を感じました。そして法的に規定された手工業の枠外の中小工業にも各国共通の問題があることを知りました。

ボン市で西ドイツ連邦行政府の手工業課長に会ったとき、手工業規定の狭い枠内のもののみでなく、その枠外の中小企業、たとえばベンツの下請工場であるとか、その他ひろく一般の中小企業にも金融、税制問題をはじめ多くの問題があるではないか、と質問したところ、この課長はなかなか勉強している人で、あなたのいう通りだが、それらについても政策をはじめつつあるが、何より伝統的な手工業の範疇に入るものが数は多いし、まとまってもいるので、その問題を第一にせざるを得ないのだ、と苦笑していました。この課長は私が帰ろうとすると当時ミュンスター大学の手工業専攻教授 W. Wernet の近著 *Handwerkspolitik* (1952) をとり出して、実は私の親しい友人のものだかといっただけ私にくれました。本書は当時としては最も代表的な文献だったのです。

ところで昭和47年秋、私は国際中小企業学会と社会政策学会創立百年記念大会に出席する機会に再びヨーロッパに参ったのですが、前回から15年たった間に相当な進展があったことがわかりました。たとえば西ドイツのブランド首相が1970年の年次経済報告(日本の経済白書に当るもの)の付属報告で「中小企業構造改善政策の基本方針」を述べているのですが、表題から「中小企業」という言葉が使われており、統計局の統計には国際中小企業学会での共通語“*Gewerbe*”が使われているが、その内容はほぼ日本の中小企業概念に近いものでした。(Brandt, “Grundsätze einlr Strukturpolitik für Kleine und mittlere Unternehmen” 29. Dezember 1970, Bonn)

さらに15年前留学のときには、イギリスは最も中小企業問題意識の稀薄な国でしたが、今回行くと、1971年11月に政府の諮問に答えるために設立された「中小企業問題諮問委員会」(委員長 J. E. Bolton, 別名ボルトン委員会)の大部の報告書が出されており、さらにこの委員会から委託された

各種専門調査報告書も18巻に達するという歴大さで、Small Firmsという言葉が使われているが、これも中小企業と訳してよいものであった。イギリスもまた中小企業問題に深い関心を示すに至ったことがうかがえるのです。この報告書の序文には、「当委員会が設置される以前には、英国における中小企業分野に関する総合的な調査は政府によっても、またその他いかなる機関によってもまったく行われていなかった。……したがって必然的に、産業政策の形成は、中小企業が果たす機能、中小企業の効率性、政策が中小企業におよぼす影響などに関する十分な知識のないまま行われてきた。」と憤懣を行間ににじませて述べています。この報告書は2年半をかけてまとめられましたが、これによってはじめて英国中小企業の全貌が明らかにされるとともに、中小企業問題の重要性が訴えられ、その勧告にもとづいて通産省中小企業局が新設され、担当大臣もおかれることになったのです（“Small Firms” Report of the Committee of Inquiry on Small Firms, Chairman, J. E. Bolton, Presented to Parliament by the Secretary of State for Trade and Industry by Command of Her Majesty, November 1971, London, Her Majesty's Stationery Office. 商工組合中央金庫調査部訳「英国の中小企業（ボルトン委員会報告書）」昭和49年6月）。

中小工業という言葉をもっと早くから一般化し、その問題の意識化も早かったのは日本ですが、それにはそれなりの問題の深刻さが日本にあったことを示します。下請しよせ問題、賃金・労働条件の大・中小零細企業間の格差のひどいこと、財政・金融を通じての大企業への資金集中メカニズムの露骨なこと、タテ割りの企業系列の問題、政府の大企業優遇政策など、欧米には日本ほどひどいところはない。しかし程度の差こそ違いはあれ、欧米先進資本主義にも共通の問題として中小企業問題があり、これが年とともに意識化されてきていることがわかるのです。

アメリカは独占禁止法の祖国ですから、反独占意識は一般化しており、自由企業精神が旺盛で、丁度個人同士の間の人権や民主的関係の尊重があるように、企業と企業との関係においても対等自由の商慣習が根強く残っています。ところでアメリカで中小企業問題がとくに意識され、中小企業家の運動が起されたのは1930年代の世界恐慌とこれを打開しようとしたルーズヴェルト大統領のニュー・ディール時代からです。このニュー・ディールでは、労働組合の権利を大幅に認めて大企業と対抗させ、農民に対して農業調整法によって農産物の価格支持政策を行い、失業者には公共土木事業を行う、というように社会の各分野のバランス・オブ・パワーによって恐慌対策を行ったのですが、とり残されたのは中小企業者です。トレード・アソシエーションといい商工会議所といっても一部大企業が牛耳っており、中小企業だけが発言力がないと怒った人々が、プレッシャー・グループを作って政治発言力を得ようとした。そのはじめはシカゴの近くの町からであります。それが燎原の火のように各地にひろまりました。戦時中には国家の軍需発注が巨大企業のみ集中して中小企業はその下請に甘んじねばならぬという不満がひろがり、国防省が、中小企業が個別なり共同なりで受注できるものは優先的にこれに軍需を発注するという事になって、前にもふれたように

国防省の中小企業の定義ができたわけですから。戦後は中小企業庁が国防省の仕事をはきついで官公需の中小企業への優先的発注のおめつけ役をやっています。これでもわかるように、欧米における中小企業問題の意識化は戦前の世界恐慌にはじまり、今次大戦中にその対策もなされ、戦後本格的となったということができましよう。つまり、資本主義の発展段階からいえば、現代資本主義・国家独占資本主義になってからだ、ということです。

戦後の私の独立著作としての第一作「日本産業構造と中小工業」(昭和25年)は、戦前からの日本資本主義発達史研究、日本産業構造分析を基礎にして終戦直後の実態を考えながら書いたものですが、以上述べたような新しい構想で書いたものが第二作「中小工業問題の本質」(藤田敬三、伊東岱吉共編「中小工業の本質」所収、昭和29年)です。これから昭和32年の洋行までの諸論文をまとめたものが「中小企業論」(昭和32年)で、留学から帰って、国際比較の上で日本の特質をまとめてみたものが「講座・中小企業」(楢西光遠、小林義雄、岩尾裕純、伊東岱吉編、昭和35年)の第4巻、「労働問題」の中に収められた「序説」と「日本の中小企業構造と労働問題の特質——欧米との比較——」です。そして「中小企業論」の冒頭の本質論と「講座」の国際比較論に加えて、欧米各国の中小企業問題に関する諸論文、高度成長過程の日本経済と中小企業の問題について書いたその後の私の諸論文をまとめたものが「中小企業の現状と将来——問題の本質と展望——」(東京都労働局、昭和42年)なのです。

昭和30年代からの日本経済の高度成長と構造変化はめまぐるしいものがあり、とくに昭和40年代に入ってから国際収支の赤字から黒字への転化、自由世界でのGNP第二位、高度成長と産業構造高度化に伴う各種の矛盾の累積、労働力不足、公害、経済の国際化等々、大きな変化を経て、ついに今日のインフレーション、不況、石油をはじめエネルギー・資源・食糧問題、GNP第一の成長政策の行詰り、進出した開発途上国からの批判等々、重大な転機を迎えるに至っています。まことに猫の目のように最近の変化はめまぐるしい。この大成長と構造変化、国際的地位の変化の中であって、中小企業もまた大きな変化をしてきているのです。いわゆる「二重構造」解消論や、零細企業の増加についての各種の解釈、資源、エネルギー問題からの産業構造転換問題、脱公害、福祉経済などからの知識集約化の提唱など、中小企業問題においてもその見方の多様化、分裂、等がみられます。私は私なりに今まで述べてきたような基本的な問題意識に立って、従来の中小企業問題は果してどの点が解消し、どの点が変わったか、基本的に変わらぬものは何か、などをたえず自問自答しつつ、折にふれて書いてはきましたが、未だにこれらをまとめて、独立著作にはしていません。したがって時間も僅かしか残っていませんが、現在の私の中小企業論とでもいふべきものについて、その要点をかいつまんで述べたいと思います。

Ⅲ 私の中小企業論の概要

1 現代資本主義と中小企業問題

まず結論からいえば、現代資本主義においては、個別資本・企業の規模別階層化が著しく進み、わかり易いというためにあえて図式化を試みるならば、企業の階層的ピラミッド構成ができ、その頂点においては独占あるいは寡占の企業群が、その中腹から下層にかけて中小資本、零細企業の過当競争的企業群がみられる。これら階層間のいろいろな関係、いわばピラミッドの内部構造に、むかしの自由競争的資本主義とは著しく変化した諸関係がみられ、ここに中小企業問題の発生の一般的原因が求められる、ということです。

より具体的に製造業に例をとっていえば、さきにも簡単にふれたように、ピラミッドの底辺には歴大な自労自営の自家労働経営(資本家以前の形態、俗に生業などと呼ばれる)があり、所有・経営・労働が未分化状態のレベルにある。統計的には従業員1~3人規模の大部分はこれであり、その営業所得は、平均的には家族の生計を営むだけで、資本企業のように資本の拡張再生産を可能にするための利潤が規則的に生み出される保障はない。

従業員4~5人規模になると、雇用労働が加わってきて、営業所得も上昇するが、なお家族労働中心であり、その所得水準からみても小ブル的レベルにある。以上の両者を自営業と呼んでもよいでしょう。

従業員5人をこえるにつれて、雇用労働の比重が高まり、業主所得の水準も高くなるが、10人未満規模では資本企業として確立したとはいえないものが多く、いわば資本への「過渡期の小資本家」ということができます。一般に使われている零細企業という言葉もあいまいですし、業種、業態によって資本の有機的構成も違い、一概に従業員数のみではいえませんが、私は一応10人以下のものを零細企業と呼ぶことにします。

従業員10人をこえると、雇用労働が支配的となり、雇用労働がふえるにつれて主人は現場労働から解放されて管理・経営労働に専門化するようになる。つまり所有・経営と労働が分化し、ここに資本企業といえるものが見出されるのです。これから上を「中小資本」というわけですが、中小企業概念には、その問題性を共通にするところから中小資本のみならず、その下の零細企業、自家労働経営も含めるべきで、しかも資本と資本以前との区別を示すためには、中小・零細企業と呼んでもよいでしょう。

ところで中小資本の経営的性格は、個人企業あるいは同族会社ということであって、株式を完全に公開した(または完全公開可能なレベルに達した)ものを大企業とし、公開しはじめたばかりの、いわば不完全公開のレベルのものは中小資本と大企業の過渡期にあるわけで、私はこれを「中堅企業」と呼んでいます。

と呼んでいます。

大企業を真の株式会社としたわけは、金融資本段階に特徴的な社会的遊休資本の動員・集中メカニズムを利用できるかどうか、短期の手形割引等の商業金融のみでなく、長期資金を株式あるいは社債の形で動員できるかどうか、がとくに重要視されるからです。

また、規模に従業員数で零細企業についてみることは、まだ比較的妥当性がありますが、資本集約化の進んだ今日、従業員数基準だけでは甚だ不適當となってきたことも注意しなければなりません。

ところで、大企業がすべて独占・寡占企業だというわけではありません。非独占の大企業もあり、大企業の中から独占企業が成立しているわけですが、独占企業を規定するためには、その市場——価格への支配力、それも個別市場のみでなく、さらにひろくこれを見る必要があります。今日の巨大企業は多角化し、コングロマリット化し、さらに多国籍化しています。原材料、中間財、製品、その販売ルートという垂直的行程をみると、その何れに位置するにしても前方・後方にわたってその支配力をのびして、「垂直的統合」を実現しています。さらにこれら巨大企業は社会的資本を動員する銀行はじめ金融機関と結びついており、とくにわが国では株式の持合い関係によって企業集団を形成しています。わが国特有の総合商社は最近の公正取引委員会の調査でも明らかなように内外市場に張りめぐらした情報網と取引関係、ひろい範囲にわたる株式保有などによって、これら巨大企業集団の触角ともなり、銀行につぐグループのくさびともなっています。非独占大企業もピラミッドの頂点にでき上っているかかる独占的企業集団から孤立していることは次第にむずかしくなりつつあります。そしてこの独占・寡占的企業グループこそがピラミッドの主導権をにぎっているものであって、その資本蓄積のための運動が全体を規定しているのです。

ところでこれらの階層は、その底辺から頂点にかけて、産業における資本主義発達史の各段階を示す生産諸形態とも対応するものです。小営業、マニユファクチュア、機械制工場工業、株式会社形態をとる大企業、さらに独占・寡占的巨大企業、その金融資本的グループ化、など。そしてマルクスが、産業資本主義段階に、それ以前のおくれた諸形態のもの、すなわち、手工業、家内工業、マニユファクチュアなどは機械制大工業の影響の下に、名前はむかしと同じでも、その内実はむかしとは似ても似つかぬものに変化せしめられて、「近代マニユ・近代家内労働」に変質していると述べたように、現代資本主義の企業のピラミッドの中においてはむかしなら一人前であった産業資本も、むかしの規模のままであれば「中小資本」となり、その下のものは零細企業となって、中小企業問題を構成するに至るのです。

ところで、かかる企業のピラミッド型の階層化は、産業の部門構成の変化、巨大企業を存立せしめる産業部門の発展とも照応しているものであって、生産力の面からみた産業構造の高度化を土台としています。もちろん資本主義のことですから、蓄積をめざす資本の競争の結果が、同一部門内に

においては規模の経済性によってコストを下げるものが、然らざるものに勝ち、規模の拡大は資本の有機的構成の高度化を伴い、したがって生産手段部門の拡大、すなわち機械・金属工業などの重工業、農林畜水産系育成産業の生産する天然の原料に代替する化学工業の需要をのぼし、重化学工業を成長させるということになります。

元来、重工業、軽工業という言葉は、鉄鋼、石炭、機械のように重い素材を扱うか、繊維のように綿、羊毛などの軽い素材を扱うか、というところから19世紀後半の重工業革命期に生れてきた言葉です。重・軽という重量的表現は便宜的であって、経済学的には重工業をもって生産手段系統を、軽工業をもって消費手段系統をさすものとして使えば意味があると思ってきました。

さらによく考えて見ると、軽工業は古くからの農林畜水産系統の原料を対象とします。これらは生物の育成・採取を中心とする産業ですから、その生産は自然の影響を蒙ることが大きく、その供給も不安定で、しかも原料としての規格統一も困難であり、したがって、これを原料とする軽工業は大量生産・大規模化には限界があります。

重化学工業は軽工業に比して大規模利益を格段に実現せしめるものですから、ここには従来とは比較にならぬ巨大企業を成立させます。化学工業や金属工業は木材や天然繊維、その他の農林水産系統の軽工業原材料に代るものを供給し、ここに原料転換を通じて、異部門間の代替が行われます。

さらに国民所得の上昇に伴う消費構造の変化(エンゲル係数の原理)、人口の益々多くの部分の賃労働者化、人口の都市集中化、大衆の生活様式の変化等々が作用して家庭電器、乗用車その他の重工業部門に属する耐久消費財の需要を増大させ、重化学工業化は生産手段部門のみでなく消費財部門へも進出していることが現代の特徴です。

「規模の経済性」とか「大規模利益」とかわかりやすくするために申しましたが、これをマルクス経済学的にいえば、生産および資本の規模の拡大、つまり集積ということであって、個別資本の集積を基礎にして集中が進み、集中がまた集積を促進する、ということです。

規模の問題を考える場合、事業所(工業ならば工場)、企業、個別資本の三段階のあることを注意しなければなりません。いわゆる「適正規模論」は事業所の単位については比較的妥当性があるが、企業の単位となるといろいろ問題がでてきます。マルクス経済学の個別資本の規模ということになると、適正規模論でいうその下限、最低必要資本量ということは重要な意味をもちますが、その上限には適正限界というものはありません。さらに個別資本の規模はその事業活動によって蓄積された自己資本が基礎にはなりますが、株式会社なら増資が可能であり、社債で長期資金を調達することもできます。アメリカの巨大企業のように内部留保・内部金融の充実した段階に達したものはともかく、日本のように僅かの自己資本で追いつき追いこせと高成長をしてきた場合は、とくに企業の資金調達力、信用力が重要であり、社会的遊休資本の動員・集中メカニズムとの結びつきが重要となります。

1事業所=1会社=1個別資本という中小企業にありがちな単純な形ならとも角、今日の大資本においては1会社が多数の事業所をもち、1個別資本が複数の会社、子会社をもつという実情にありますから、3つの段階の規模単位も、それぞれのもつ意味を区別しながら統一して考える必要があります。技術的、あるいは生産力的に最も意味のある土台は工場の規模と思われませんが、全体を統一してつかむ最も重要なものは個別資本の規模であります。

産業構造は部門あるいは業種別構成と、これを営む個別資本の規模構成とに分けてみるができますが、これらは具体的には統一されたものです。多角化・異業種併合、さらには多国籍化まで見られる巨大企業の現状ですから、前に述べた企業のピラミッド階層構成が、そのまま大企業業種と中小企業業種等の業種別構成と符合するとはいいきれませんし、1業種の中に大企業と中小企業が併存する場合もありますが、現代の技術革新、産業構造の高度化といわれる構造変化は、業種ごとの企業を営むに必要な最低必要資本量、あるいは標準的資本量の格差を明確にしてきました。あとで述べるように、中小資本でもやれる領域も拡大してきましたが、何よりも主導的な成長産業にあっては、そこで必要とされる最低必要資本量がどんどん上昇して、一昔前には想像もできなかったほどの巨大なレベルに達しています。この産業構造の変化をたとえてみれば、小人国に巨人が現れたガリバー物語のようなもので、逆に中小企業からみれば大人国におけるガリバーの心細さのようなものです。このようにして、ピラミッドの頂点に行くほど独占的あるいは寡占的市場構造の業種が多く、その下へ下るほど逆に過当競争的市場構造の業種が多くなるということが出来ます。

つまり古典派経済学が当時の自由競争段階の資本主義に対応して、資本は利潤率の低い部門から高い部門に自由に移動できるという前提に立って、異部門間の資本の自由な移動の結果、各部門の利潤率は均等化するという平均利潤率の法則をたて、これにもとづいて正常価格(あるいは生産価格)の理論を組み立てた事情とは一変しています。

ピラミッドの上の方では生産と資本の集積・集中の結果、独占的・寡占的市場が成立していますから、参入障壁は高く、中小資本は参入できません。巨大資本ならば参入の可能性はありますが、これにも各種の障害や危険が伴います。耐久消費財はじめ化粧品、薬品、その他、消費者に容易に品質の判別のつかぬ商品については、大資本は巨額の宣伝販売費を投じてそのイメージを消費者に植えつける、などの方向で製品差別を行います。このようにして、寡占体制が成立しています。自由競争段階にみられた資本の自由移動は阻害されるに至りました。

ところで「大は小をかねる」わけで、ピラミッドの上から下への参入は容易です。中小企業領域で新製品が開発され、それが成功して中堅企業となり、その市場がひろがって大企業も食手を誘われるようになれば、大企業はその販売網と資本力をもってこれに進出します。ピラミッドの下から上へは資本移動の自由は阻害されているが、上から下への移動の自由は保障されています。

国民経済的にキー・ポイントとなる産業、あるいは成長度が高く高利潤をあげられる産業が大企

業に占められ、寡占的市場となっていて、中小企業の参入が許されないならば、中小資本は残された領域に殺到せざるを得ません。小資本で容易にはじめられるような市場は参入障壁はゼロにひとしく、小資本の数は多く、さらに日本のようにその死亡率よりも出生率が遙かに上廻るとい事情の下では、普通の自由競争ではなく過当競争となります。過当競争の市場構造の下にあっては不況期の打撃はとくにひどく、長期、平均的にみて正常な利潤は実現できません。

わが国の実態を分析してみると成長産業にも中小企業がひろく存立していますが、その多くは大企業の下請系列関係にあり、大企業の進出しない中小企業独自の領域には停滞・斜陽産業、あるいは労働集約的産業が最も多く見られます。

以上のことを要約してみれば、企業のピラミッドの内部構造には、上から下への「しわよせ」つまり下へか上への吸い上げが行われており、その要因はつぎの3つとなります。

(A) 独占・寡占価格と中小企業の過当競争価格。これは大企業の売手独占と買手独占とに分類され、たとえば大企業が原材料を供給し中小企業が製品化する場合には「原料高・製品安」となります。中小企業が下請で部品生産あるいは賃加工を行い大企業が買手である場合には大企業の買手独占で下請業者（過当競争的ならとくにひどく）は単価の切下、支払方法等で「しわよせ」をうけます。

(B) 財政・金融メカニズムを通じてのピラミッドの下から上への資本集中。これは各国一般にも見られますが、わが国においてとくにひどく、税制における租税特別措置による大企業の優遇（このために資本金規模別に法人税の実際の徴収率をみると美事な逆累進税になっています——この問題についてはわれわれの仲間の植草益助教授が実証しています。「法人税制の実態を衝く——低い大企業の実質税負担率」『東洋経済』昭和48年8月4日号）、とりたてた税金の使い方、あるいは郵貯、年金等を源資とする財政投融資をみると、アメリカの真似をして日本にも官公需は中小企業にできるだけ発注するという法規があるにもかかわらず、大企業が大きい仕事、有利な仕事をとっており、中小企業に直接発注されるものは僅かで、したがって公共土木事業のように下請の地位においてピンハネに甘んじなければならぬ、ということ。金融機関、資本市場を通じて大企業が国民全体の貯蓄を（とくに大銀行を通じて）集中して利用していることはすでに述べた通りです。

(C) 政府と財界の二着による大企業本位の経済政策。これは今述べた財政・金融政策を柱としており、(B)と関連して行われている^(注)のです。

ところでマルクスのいう資本の集積・集中の法則を一面的、機械的に理解して中小企業没落必至

(注) 以上述べてきた独占の理論についてはわれわれの仲間の北原勇教授が十数年間にわたって三田学会雑誌あるいは経済学年報にマルクス経済学の立場から本格的な研究を発表してきており、産業組織論的、計量的分析においては植草益助教授が、さらに寡占体制と非寡占、とくに中小企業競争との複雑な関係の諸局面の理論的整理においては佐藤芳雄教授が研究をすすめてくれています（佐藤芳雄「寡占と中小企業競争の理論(1)」三田商学研究、14巻4号、47年3月）。

また前節で述べた日本中小企業問題史については尾城太郎丸教授がわれわれのかつての共同研究をさらに発展させています（尾城太郎丸「日本中小工業史論」昭和45年）。

論がわが国でも戦前から一部にありましたし、さらにまた、マルクス理論は中小企業没落必至論なのだ、ときめつけてこれを批判するものもありましたが、この問題は実は古くて新しい、中小企業の存立条件論に深くつながる根本問題なのです。これとは逆に、資本の集積・集中の法則自体が基本的に貫かれることを見失って、大規模時代は終わったとか、中小企業の能力型の発展を誇張する傾向が最近みられますが、これも一面的であると思います。すでに19世紀末、ベルンシュタインとカウツキーがこの問題をめぐって論争していますが、私はベルンシュタインが「マルクシズムの改造」まで考えるに至った原因は、「資本・生産の集積・集中の法則が、その反対に作用する諸現象を伴いつつも、基本的には貫徹するということを見失ったこと、裏がえしに言えば、集中法則を直線的、公式的に理解したという欠陥によるもの」と思っています（『日本中小企業問題研究史』第4章拙稿、慶大経済学会編「日本における経済学の百年」下巻所収）。

マルクスは資本論第一巻において資本の集積・集中と分裂・分散を言っているのであって、この問題についてはすでにわれわれの仲間の北原勇教授が周到に論じているとおりです（北原勇「資本の集積・集中と分裂・分散」三田学会雑誌、50巻7号）。

私は資本の集積・集中と中小・零細企業の「分散的再生」としてこの問題を理解しています。私がかつて大いに紹介したことのあるモーリス・ドップスすらも中小企業の「残存」ばかり述べています。「残存」のみならず「新生」も強調されねばなりません。現代のような技術革新—産業構造の変化—需要構造の変化の時期には、とくに然りであって、一方では新生産物、新分野の出現、既存領域での社会的分業の深化がみられるとともに、所得上昇に伴う消費構造の変化に対応して高級品化、高加工度化、個性的デザインの要求、流行の変化、余暇増大に伴う知識産業、レジャー産業、さらにはサービス業への需要増大などがみられます。中小・零細規模に適した新分野も生れてきます。

しかし注意しなければならぬことは、一部にはいつまでも中小規模に適した分野がある一方には、新産業なるが故にそのはじめのうちは中小企業が簇生しますが、やがてその市場が発展し、全国的市場となるにつれて集積・集中法則が作用して、階層分解が生じ、いわゆる産業再編成が行われてピラミッド型が出現してしまうという場合が多いのです。わが国戦後のテレビはじめ家電業界その他その実例はいくらでもあります。

最近、知識集約化とかベンチャー・ビジネスとかいう議論が盛んであり、これらが、そのときどきの情勢によって論拠も変化してきているようですが、昨年度の中小企業白書の調査結果をみても、ベンチャー・ビジネスの1社平均1年間の必要資金額は創業時において1億5,000万円、最近時1年間のそれは、平均6億2,300万円、自社で生産部門を保有している場合は13億8,700万円、保有しない場合で1億4,900万円と意外に資本を要するものなのです（『中小企業白書』昭和48年版、329頁）。しかも、そのセールス・ポイントとなる独自技術の49%は創業者自身の開発であり、その技術を企

業化するのに平均8.4年という長年月を要しているのです。さらに今日は商品のライフ・サイクルが短くなっているから、一つの新生産物、あるいは技術を開発しても、その寿命を考えてつねにそのそれを準備しておかねばならない。それには人材、研究開発資金等に意外に多くの資本が必要とされる。小零細企業には大変むずかしい話です。

日本が石油・エネルギー、その他資源を海外に依存し、資源多消費型の重化学工業を中心として高度成長をしてきたために世界の資源輸出の25%まで日本の輸入が占めるに到っている、さらに狭い国土上で公害が世界一の水準に達している、という今までの成長政策の反省の上に立って産業構造の転換を考え、知識集約化がいわれていることは十分理由のあることであり、中小企業においても労働集約型から脱して設備中心のスケール・メリットのみを強調してきた方向の反省から、知識集約化をいうようになったわけもわかるのですが、知識集約化といってもいろいろな型と段階があり、これを一応まともに行おうとすると意外に必要な資本量が大きくなる、つまり資本の集積・集中と無関係ではない、ということを経験すべきでしょう。

何れにしても、社会的分業の規模別構成において産業構造が高度化しても中小規模に適した領域も新しく生れてくる、ということは明らかです。このような生産力構造自体に問題があるのではなく、巨大・大・中小・零細規模の間の分業が、生産関係的には独占・寡占体制による取奪の場となっているところに問題があるのです。

さらに小零細企業のおびたしい簇生が、労働構造との相互関係で、一般的低賃金構造や賃金・労働諸条件の格差、最低賃金制の不備や社会保障制度の貧困によって、不合理な形で促進されるとすれば、ここに最も重大な問題点があります。マルクスが19世紀中葉のイギリスについて、前にふれた「近代マニュ・近代家内労働」のところで、これらチープ・レーバーの巢窟が一扫されるための条件として、かかる低い労働条件を許さぬ工場法の普及の作用を論じていることは、ここでも深い示唆であります。私がすでに述べたように、労働諸条件の向上とその制度的保障が、産業構造を前向きに近代化させて行く基礎であることを改めて強調したいのです。

2 日本における中小企業問題の特質

わが国の中小企業問題の構造的特質を論ずる場合、今まで述べてきた現代資本主義における中小企業問題の共通原因についての一般的理論はもちろんわが国にも貫徹されているということを忘れてはなりません。その上でわが国の特質をみるわけですが、この場合、(A)資本・企業の構造、(B)労働の構造、(C)生産物市場の構造の3側面からみることが適当であると思います。第一の資本・企業の構造については、さきに述べた財政・金融メカニズムを通じての資本集中が、わが国においてはとくに顕著に極端に、高度成長政策の支柱として行われてきたことに特徴があります。つぎに第二の労働構造においては、今でこそ高度成長に伴う若年労働力不足から、いわゆる「二重構造」は解

消されたとかいう議論が行われていますが、私はそれが高度成長と好況の持続過程で軽減されてきたとはいえ未だ制度的、あるいは構造的に基本的には解消されていない、という見方です。さらにこの労働における「二重構造」は、昭和30年代から40年代前半の高度成長、とくに昭和30年代のそれにおいて、欧米と比較しての日本の特別の高度成長の一つの土台として重要要因となってきたことを忘れることはできません。

以上の企業ピラミッドの下から上へ資本を集中するメカニズムと、上から下へのしわ寄せを可能ならしめる底辺の労働構造との二つをテコとして、企業ピラミッドの上から下へタテに貫く下請・系列関係を中心とする支配体制が、タテ割りの日本型特殊構造として形成されてきた、とみることができます。

第一の日本型資本集中メカニズムについては、資本蓄積の貧弱な後発日本が、アメリカはじめ先進諸国に追いつき追いこせとあって、ひたすら高度成長を追求してきたためのメカニズムであって、ピラミッドの頂点部分の巨大企業を国際競争のためのチャンピオンとして育成するためのものでした。さきにその実態についてはしばしばふれてきましたが、証券市場はじめ資本市場が未成熟で、大衆が預金はするが株式や社債をもたないという実情では、銀行をはじめ金融機関を通じての「間接金融」が特色となり、旧財閥系銀行をはじめ大都市銀行ほど全国に支店網を張りながら集められた資金は系列巨大企業に集中融資する、というやり方が行われてきました。信用金庫、相互銀行等の中小企業金融機関も金融逼迫期にはコールという形で、中小企業から集めた金を大銀行から大企業へ流すということで儲けてきました。日本銀行がいわゆる日銀貸出、あるいはオペレーションで大銀行一大企業のオーバー・ボローイングを成長金融の名目で助けてきたこともいうまでもありません。財政が大企業優遇、その成長に協力してきたことについてはさきに述べた通りです。かつてロンドン・エコノミストがイギリスと比較して日本の官民一体となった成長政策におどろいて特集号を2度も行ったことがあります。近くはアメリカが「日本株式会社」論までいうに至った原因の一つもここにあります。

日本の大企業は歴史的にも珍しい高成長をとげてきたものですから、その内部蓄積は高くとも、到底かかる高成長に必要な資本が間に合わない。自己資本比率が極端にひくいことが日本企業の特徴ですが、その借金経済を賄ってきたのが国民の高い貯蓄率で、しかも金利の自由化は行われていませんから、政策的にきめられた低い預金金利—貸出金利（これには大・中小企業間の二重構造があります）で大企業の成長金融をしてきたわけです。国民の貯蓄や中小企業の蓄積が、ピラミッドの下から頂点へ吸い上げられて、下へは還元されない。大・中小企業間の資本装備率格差が生れるのは当然で、中小企業にとっては設備資金等の長期資金の調達はとくに容易ではありませんでした。国家の関係する中小企業金融三機関がこの不均衡を埋めるためにあるわけですが、それが中小企業金融に占める比率は8~9%にすぎません。むかし大蔵省が全国金融機関について、中小企業の総預

金のうち中小企業がどれだけ借入れているかの比率を調べたことがありますが、それは55%にすぎず、残りは大企業に廻されていました。

近年の過剰流動性・超金融緩漫期には中小企業への長短期融資もはじめて大企業へのそれと肩を並べるようになり、昨年来の金融引締め、財政支出抑制、総需要抑制策においても対象が大企業中心でありましたから、今まで述べたこととは少し違った傾向がみられますが、これが一時的なものか、構造的に変化したものか、今のところ早計な判断はできません。高度成長期の日本の特色は今後変わって行くかもしれませんが、前に述べた現代資本主義共通の構造的特徴と日本の特質は基本的には未だ変わらないと私は思っています。

さらに注目すべきは高度成長後半期における、とくに昭和39～40年不況の打開とアメリカを中心とする資本自由化の対策をかねて、企業ピラミッドの頂点部における大型合併が独占禁止法があるにもかかわらず、国際競争力強化の名目で強行され、寡占体制が強化されてきたこと、および大法人企業間における株式の相互持合い関係が資本自由化に対する株主安定化政策の名の下に著しく進み、現在では個人株主の保有シェアと法人のそれとの比重が逆転し、法人株主のシェアは7割にも達して、証券市場の価格形成メカニズムが正常に機能しなくなる、とって関係者をあわてさせるような状態にまでなっていることです。大銀行の保有シェアが一番高いが、これには独禁法の制限がある。公正取引委員会の総合大商社の調査でもわかるように、日本特有の総合商社の他企業株式保有は広汎に及び、その僅か5%程度の自己資本比率に対する歴大な外部資金の投機、その他への運用とともに問題とされています。ピラミッドの頂点における寡占の支配体制の整備にも日本の特徴を見ることができるのです。

第二の労働構造については、大企業における経営家族主義的労働管理、年功序列賃金、終身雇用制、社内福利施設等、本工に対する企業内封鎖政策と、臨時工・社外工、下請工等の差別的利用、景気のバッファーとしての利用などが、「企業別従業員組合」と結びついて、一般的な労働力過剰を背景に、日本型の労働の二重構造を生んできた事情については、ここで繰り返す必要はないと思います。アメリカ型の職務給導入なども基本的には日本型との妥協の下に行われ、いろいろ変化もみられますが何といても日本資本主義はじまって以来はじめての労働力不足、とくに若年労働力不足と高校、大学進学率の決定的増大など、高度成長過程は大きな異変を生み出しています。

中小企業にとっては、昭和30年代の中頃から、その底辺の零細企業に労働不足が現れ、ついで中小資本にそれが波及して、新卒若年労働の規模別賃金格差の縮小が顕著にみられたのですが、40年代にはいると若年労働不足は大企業にも及び、大企業の賃金上昇が顕著になるに及んで、規模別賃金格差の縮小はストップするということになりました。さらに大・中小企業間の中老年労働者における格差、つまり大企業の年功賃金に対して中小企業のそれは30歳代の働き盛りを頂点にむしろそれから先きは下る、という違いは依然としてつづいており、これが中小企業従業員をして前途の安

定への期待を失わせる結果、零細企業として独立するという一つの重要要因となってきました。零細企業の激増が大都市周辺を中心として昭和30年代後半から、とくに40年代において顕著となってきたことについては、金属・機械等の成長産業における零細下請の場合と、繊維等における両極分解的な零細賃織の増加の場合など、業種、地域その他においてそれぞれの特色があって、簡単にはいえぬことですが、労働力不足、賃金上昇の下にあって何故、零細自営業が増えるのか、ということは、矢張り日本の特色として大いに問題にしなければならないと思います（この問題に関しては本誌の渡辺幸男君の論文を見て下さい）。

労働力不足の中小資本が、自ら直接雇用するより、零細自営業を下請として利用した方が有利であること、他方、中小企業従業員は独立して家族労働を利用しつつ、労働基準法にもしばられず、フルに働いた方が、下請としても総所得がふえること、これらの中には能力発揮型とかいろいろいわれる傾向もあることは否定しませんが、以上の二つのことが共通にみられる点だと思えます。但し、いざ不況となり、あるいは低成長となると、これら零細下請の地位は極めて不安定であることは注意しなければなりません。さらに増加する零細企業の大部分が下請であるという日本的な特質も忘れてはなりません。一昨年ヨーロッパに参ったとき入手した資料では、サービス業を例外として製造業をはじめ第二次産業においては、ドイツはじめその他主要諸国では、労働力不足、高賃金の下で零細企業が減少しているのが日本と対照的であり、西欧のこの傾向は正常な経済法則にも合ったことだと思えます。

最近、福祉経済などといわれていますが、それは大企業従業員についてであって、これら激増した零細下請群には及んでおりません。そもそも日本では私的大企業の育成第一で、国民経済の生み出す余剰の大部分は、その成長のための設備投資と産業基盤整備に注入されてきました。したがって、国民生活のための社会的公共投資は至ってお粗末であり、国や地方自治体がなすべきことを私企業の企業内福利施設に委せてきました。これでは、甚だ不公平、不合理で、社内福利施設のできる大企業はよいが、その余裕のない中小企業は困ってしまう。私がかつてイギリスの工場をみて歩いたとき、日本の大企業とくらべて社内福利施設が余りに貧弱なので経営者に質問したところ、それは国やコミュニティがやるべきことだ、それを企業別にやろうとすれば、できる企業とできない企業との不公平が生ずるのみならず、労働組合が企業に従属してしまうのではないかと答えられて、なるほどと思ったことがあります。最近では労働力不足のために、日本の中小企業は大企業並みとは行かぬまでも、福利施設のために相当苦勞をしています。そのための投資も相当なものです。とくに中小企業には若年単身労働者が来なくなり、中高年労働化する傾向が顕著ですから、その住宅の確保のためには大変な苦心をしています。国は持家制度の奨励とかいって個別に家を持たせる政策をとり、元来行うべき公共賃貸住宅の建設を怠っています。何より野放しにされてきた地価騰貴に問題の焦点があるわけですが、この対策に本腰を入れてはいません。

ところで、以上のような、上では資金集中メカニズム、下では労働の二重構造があるので、タテ割りの企業系列ができていられると考えられるのですが、その典型の下請の近状について、われわれの日本学術振興会・中小企業委員会において、名古屋大学・小川英次教授の中京地区における工作機械と鋳物業に関する興味深い報告がありましたから、その要点を紹介したいと思います。

工作機械工業については、省力化のためのN、C工作機(数値制御自動化工作機)の導入が中企業(親工場)において相当進みましたが、結論として親工場の外注利用は高まりつつあるが、この場合、(1)親工場は高度自動化のしやすいところ、工程的にみて品質維持の決め手となること、研究集約的な製品の加工・製作に専念し、(2)下請工場には人海戦術に頼らざるを得ない、労働集約的な工程、技術的にみて問題の少ない工程、成熟段階に達した(開発がすんで安定製品となったもの)製品の構成部品の加工組立を発注する傾向がみられる、ということです。親工場の若手工員がきらい仕事、親工場ではコスト的に引き合われ労働集約的な単純工程を下請にやらせるということであり、省力化・近代化が進んでも、すべての工程が均等にそうなるわけではなく、つねにアンバランスなおくれ部分が残る、これを下請にやらせる、しかも最近では親と下請とのいわゆるシステム化も進み、企業集団として省力化をめざすようになってきているのですが、その中でも分業といってもこのような格差があるわけです。

従来最も近代化のおくれている鋳物についても、親工場では相当の技術革新が進み、近代化してきましたが、どうしても重労働の人手でやらねばならぬ「バリ取り」(鋳物をとり出すと貝がらの角のようなものが沢山ついていて、これをとること)という作業が残る。これを若年労働者はきらいし、またコスト的にもひき合われぬので、中高年の夫婦を組にして「社内外注」と呼んで請負いでやらせる。これを外の下請工場でする場合もある。さらに「中子」の多い鋳物品は人手がかかってひき合えないので外注に出すが、それも中京地区の下請工場でもよるこばないとすると、僻地の中小工場に外注する。さらには賃金の安い台湾に外注する、ということです。工作機械の下請についてもこれと同様の傾向が見られはじめています。

こうみえてくると下請利用の形はいろいろ変ってきたように見えるが、本質的には変わっていない、ということができましよう。下請工場に重労働、労働集約的な仕事が出されることが親から見てより安上りだということは、結局、親と下請との間の賃金や労働時間やその他各面にわたる労働諸条件の格差が未だにあり、これが利用されているということで、大都市周辺でこのような下請が見つからなければ僻地にこれを求め、ついには発展途上国にまで進出する、ということです。

日本の台湾、韓国、香港、さらにはタイをはじめ東南アジア発展途上国への資本進出には、安い労働力を求め、あるいは資源を求め、あるいは現地市場を求めて等々、いろいろ目的があり、進出形態もさまざまですが、大企業のみならず、中堅企業、さらには中小企業の上層の進出件数が意外に多いことが特色です。しかも、これら進出先の諸国の政変や政治不安には、これら諸国の政府と

民衆との対立のみならず、民衆の不満の対象にはこれら諸国政府と結んだ日本の経済進出があるのです。その日本の進出の仕方では現地の人々が直ちに看取することは、日本の国内で行ってきた上から下へ、また下へと弱者にしわ寄せする、以上述べたような仕組であって、さらに大商社や大企業においては現地人を差別する本社出向社員のエリート的地位、現地に骨を埋めるなどという姿勢などみじんも見られぬその出世の階梯としての出向、結局は日本型雇用構造の延長線上の問題なのです。

つまり、以上述べてきた日本における企業ピラミッド内で行われている矛盾した仕組(つまり中小企業問題の深刻化原因)が、そのまま途上国に輸出されて行くということに問題があるわけです。しかもこうして進出した先の低賃金、低コスト商品が日本内地の中小企業とアメリカ市場で、あるいは内地で競争している、というのが、いわゆる後進国追上げ問題といわれるものの根底にあることを忘れることはできません。

東京都の中小企業白書(「東京の中小企業と労働者」東京都労働局・経済局、昭和47年、担当者、小林義雄、相原茂、伊東岱吉、加藤誠一、正田彬)は、東京都の中小企業政策が従来、国の下請行政に止まり、何とか独自の基本方針を打ち出したい、という美濃部知事の要望にもとづいて、以上私が述べて来たような中小企業問題認識をほぼ同じくする仲間が約2カ年の共同研究を通じてまとめたものです。

その題名にもうかがわれるように、中小企業経営者のみならず、そこに働く労働者の福祉向上をも併せ考え、また東京都中小企業人口の約半分(これは都民全体の約25%に相当する)を占める零細企業に重点をおいて、下からの抵抗力と組織化を基本として、都の行政はこの下からの自主的な力の育成に協力するという方針の下に、編まれたものです。公害や都市改造の問題も含めて、つまり中小企業に働く人々の立場のみならず、都民の立場、消費者としての立場、およびそれらの組織の統一という視点が貫かれています。

その内容を具体的に紹介する余裕はなくなりましたが、この調査研究を通じて、最も進んでいる管の東京都においてすら「二重構造」の解消どころか零細企業における底辺労働者のひどい労働条件や生活状態も明らかになりましたし、何より痛感されたことは、「三割自治」などと一般にいわれていますが、東京都のやれる行政的権限が如何に狭く、どの問題を追っても基本的には国の政治、行政の問題につき当るということでした。われわれは、独占禁止政策、社会保障、最低賃金制度等に基本点をしぼり、せめて労働基準監督行政のうちの基準行政、職業安定行政、独占禁止政策関係の「下請代金支払遅延等防止法」にもとづく監督ならびに運用上の権限など、国から都への行政権限の委譲を求める提言をしました。

最後に、昭和30年以來の日本の異常な高度成長も、公害問題、資源問題、とくに昨年秋以來の石

油ショックを転機に、先進国中第1位のインフレーションと今春以来の第3位の成長率低下(マイナス成長率)、つまりスタグフレーションの泥沼に入り、一大転換期を迎えています。輸出競争力もコスト・プッシュで鈍化しつつあり、当面の火を消すための総需要抑制策も短期では済まなくなっています。これがうまく行ったとしても、その後に来るものは、通産省の予測のような6~7%の成長率よりもさらに低い低成長率のように思われます。産業構造の転換がまるで容易にできるかのよう論ぜられていますが、実際は遙かにむずかしい問題であります。中小企業の転換能力と適応力がこれまた安易に論ぜられていますが、実はこれらは何れも生産力視点のみからのもので、以上述べてきたような生産関係的メカニズムの問題には眼を閉じています。ここにこそ盲点があるように思うのです。

つまり、さきにも述べた通り、私は中小企業の個別の経営能力の向上や個別企業の与えられた環境への適応努力の必要性を否定するものではありません。しかし、これだけでは、中小企業の内部で個別企業、せいぜい一部グループの競争力が強化されるだけで、上の支配者との関係はもとのままです。全体の仕組はそのままで、それに適応するだけのことです。この仕組をかえて行くことにメスを入れることに真の問題解決の道があると思われまます。

(名誉教授)

スミスの価値論と「初期未開の状態」

羽 鳥 卓 也

1 問題の所在

これまでしばしばスミスの価値論はつぎのように特徴づけられてきた。すなわち、スミスは投下労働量による価値規定の通用する範囲を単純商品生産社会に限定して、資本制社会の場では商品の価値がもはや投下労働量によっては規制されなくなり、かえってその商品の支配労働量によって規制されるようになることを主張したというのである。スミスの価値論は『国富論』の第1編の第5・6章に詳述されているが、マルクスはここでのスミスの叙述の全体を念頭におきながら、総括的につぎのような評価を書き記していた。

「ここ〔第5章〕で、A・スミスは、はじめに交換一般を、すなわち、交換価値や分業や貨幣などの性質を説明していた。交換者たちはまだ商品所有者としてのみスミスに相対している。かれらは、かれら自身の労働が商品の形態で現われているのと同じように、商品の形態での他人の労働を買う。それゆえ、かれらが支配する社会的労働の量は、かれら自身が購買のために役立てる商品に含まれている労働量に等しい。しかし、かれはそれにつづく〔第6章以下の〕諸章では、対象化された労働と生きている労働との間の交換に到達し、それからこんどは、商品の価値がもはやその商品自体に含まれている労働によって規制されるのではなく、それとは別の、その商品が支配ないし購買できる他人の生きている労働の量によって規制される⁽¹⁾ということを強調する。」

実際、『国富論』第5・6章で展開されたスミスの価値論は難解きわまるものであったから、その内在的な理解をめざす者にとって、このマルクスの評言は貴重な示唆と有力な手がかりとを与えたといえるだろう。わたくし自身もまた、これを導きの糸としてはじめてスミスの価値論に興味と関心を寄せることができた。しかし、今日わたくし自身が到達した地点に立って考えてみると、このマルクスの評言のなかには、少なくない点で誤りがあったように思われる。⁽²⁾

注(1) K. Marx, *Theorien über den Mehrwert*, I, M. E. Werke, Bd. 26.1, S. 48.

(2) マルクスがスミス価値論について誤った解釈をした理由のひとつは、マルクスが『剰余価値学説史』を執筆するさいにも、主として1802年に刊行されたガルニエ訳のフランス語版で『国富論』を読み、そのために、原典の初版から第2版へかけて、スミスが価値論の章のなかで重大な意味をもつ改訂を行なった箇所があることに気づかなかった点にあるように思われるが、これについては拙稿「スミスにおける価値の源泉」(『三田学会雑誌』67巻6号)を参照していただきたい。